

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
『三重県指針』 ver. 1.8

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和5年2月22日

三重県

はじめに

令和4年10月末からはじまった感染拡大の第8波は、年末年始にかけ感染者が増加し、令和5年1月12日には新規感染者数が過去最多となるなど最大の感染拡大となりました。季節性インフルエンザも3年ぶりに流行期に入っており、医療機関への負荷の継続が懸念されるものの、1月中旬以降は新規感染者数や病床使用率等が減少傾向となるなど感染状況は落ち着きをみせつつあります。

このような中、政府において、病原性が異なる変異株の発生といった特段の事情が無い限り新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）における位置づけを令和5年5月8日から、5類感染症とすることが示され、様々な対策の見直しが進められています。また、5類への位置づけの変更に先立ち、マスクの着用に関する考え方が見直され、令和5年3月13日以降は、マスクの着用については個人の判断に委ねられることとなりました。

これを受け、本県においても今後の感染防止対策についてお示しするため「三重県指針」を改定します。

感染症法上の取扱いやマスク着用の考え方が変更されても、ウイルスが無くなるわけではありません。引き続き、ご自身の感染リスク、周囲の方へ感染を拡げるリスクを考慮し、場面に応じ必要な感染防止対策を実施していただくことが重要です。

今後、本格的に新型コロナウイルスと共生する社会となってまいります。感染への不安の感じ方はそれぞれの立場や状況で違うことを理解し、互いを尊重しあえる社会を作っていくことが必要です。県としても医療提供体制の適切な提供など県民の皆様の不安を取り除けるよう取組を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年2月22日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ¹

(1) 感染防止対策の考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」に当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保することが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、咳やくしゃみ、会話等の際に排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策が有効であるとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。
- マスクの着用の考え方については、以下のとおりです。

【令和5年3月12日（日）まで適用】

	人との距離の確保ができる (2 m以上を目安)		人との距離の確保ができない	
	屋内※1	屋外	屋内※1	屋外
会話を行う	着用推奨※2	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※2 十分な換気など対策を講じている場合はマスクを外すことも可能

- なお、屋外で気温や湿度が高い場合は、熱中症予防の観点から、人との間隔を2 m以上とるか、会話を行わず、マスクを外すことを推奨します。

【以上について、令和5年3月12日（日）まで適用】

【令和5年3月13日（月）から適用】

- マスクは個人の判断で着脱をお願いします。
 - なお、以下の場合においては、マスク着用を推奨します。
 - ・医療機関を受診する場合
 - ・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、また、こうした施設の従業員の勤務中
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス等に乗る場合
- ただし、概ね全員の着席が可能な特急列車、高速バス、貸切バス等を除く

¹ 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いするものです。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

- 新型コロナウイルスの感染拡大時に、重症化リスクの高い方が混雑した場所を訪れる場合は感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。
- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方等、重症化リスクの高い方と会う場合は、感染を拡げないためマスク着用が有効ですので、検討をお願いします。
- 症状がある方、検査で陽性となった方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控え、やむを得ず外出をする場合は、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

【以上について、令和5年3月13日（月）から適用】

- マスクの着脱については、本人の意に反し無理強いされるものではありません。各自で適切な感染防止対策となるよう対応をお願いします。
- マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。
また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。
- 夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。

（２）感染防止対策の実施

- 『新しい生活様式』（参考資料１）を参考に、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

（参考資料２『感染リスクが高まる「５つの場面」』参照）

- 飲食の際は感染リスクが高まるため、場面に応じた感染防止対策をお願いします。
例えば、換気など対策の徹底された店舗の利用、座席間隔の確保といった対策をお願いします。
- 飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。
家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策の徹底をお願いします。周囲の方におかれましても、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合や病院などへ行く場合は、特に感染防止対策をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。また、症状が軽く重症化リスクが低い方は、ご自身

で購入される抗原定性検査キット²の利用も含め「三重県検査キット配布・陽性者登録センター」の活用をお願いします。

- 体調不良時への備えとして、抗原定性検査キットや、解熱鎮痛剤、体温計に加え、日持ちする食料（５～７日分）などの生活必需品の事前準備をお願いします。
- 新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こうした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願いします。
- ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）

電話：080-3300-8077（平日及び日曜日 9:00～17:00）

- 県外へ移動する際は、移動先の都道府県が呼び掛ける感染防止対策もご確認いただき、対策の実施をお願いいたします。

（３）飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

- 県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』³」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。

※認証店舗はホームページに掲載しています。 <https://miera.kankomie.or.jp/eat/>

２．事業者の皆様へ

（１）感染防止対策の徹底

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料３（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、対策を徹底してください。

² 「体外診断用医薬品」または「第 1 類医薬品」と表示された国が承認したキット

³ 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

- 【令和5年3月13日（月）以降】マスクの着脱については個人の判断でお願いすることとしますが、感染対策上又は事業上の理由により、必要に応じ利用者や従業員にマスクの着用を求めることは妨げません。
- 集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
 - 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
 - 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
 - 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(<https://www.covid19-info.jp/>)
 - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診や検査を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。
- 市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

（２）感染防止対策にかかる認証制度等の活用

- 飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

3. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 治療にあたっている医療従事者、県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- 【令和5年3月13日以降】マスクの着脱は個人の判断でお願いすることとなりますが、マスクの着脱は本人の意に反し無理強いされるものではありません。マスクの着脱にかかる人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- マスク着用が推奨される場面等においても、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報⁴をご確認ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ●三重県人権センター相談窓口 | 電話:059-233-5500 |
| 9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日 | |
| ●法務省（みんなの人権 110 番） | 電話:0570-003-110 |
| 8:30～17:15 ※平日 | |



Citrus Ribbon

PROJECT

たとえウイルスに感染しても、
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に

三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

⁴ みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト <https://covid19-vaccine.mie.jp/>
厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html など

4. 感染状況のモニタリングと感染拡大時の対応

(1) 感染状況のモニタリング

〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、確保病床使用率、重症者用病床使用率、新規感染者数、入院患者数等についてモニタリングを行っています。

(2) 感染拡大時の対応

今後の感染拡大時には、次のいずれかにより対応します。

《オミクロン株が主流である間の対応》

感染しても入院が必要となる方の割合が少なく、急激な医療提供体制のひっ迫がみられない現状をふまえ、オミクロン株が主流である間については、以下のとおり対策を実施します。

①感染防止行動徹底アラート

【基準】病床使用率 40%以上

(病床確保計画通常フェーズ3における病床数に対する使用率)

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

②医療ひっ迫防止対策強化宣言

外来診療も含め医療提供体制に負荷が増加し、社会経済活動にも支障が生じ始めている状態となった際に発出

【基準】病床使用率50%以上

上記の指標に加え、以下の事象の状況等をふまえ総合的に判断

保健医療の負荷の状況

- ・ 診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況
- ・ 救急搬送困難事例が急増
- ・ 医療従事者に欠勤者が多数発生、入院医療の負荷が高まる

社会経済活動の状況

- ・ 職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

例) 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控える

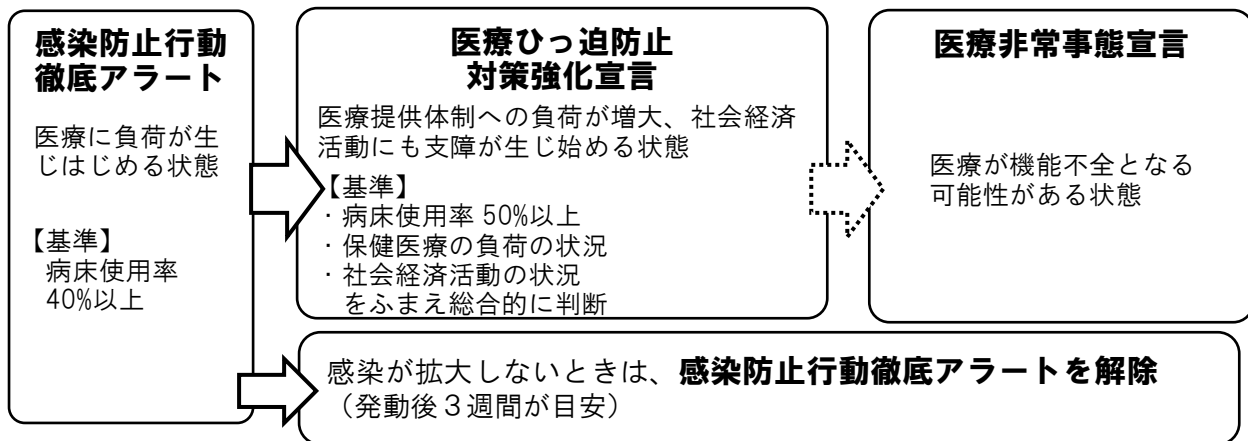
高齢者施設における検査の実施への協力要請 など

※併せて、政府に対し「医療ひっ迫防止対策強化地域」への指定を要請

さらに感染状況が悪化し、医療が機能不全となる可能性がある場合には、「医療非常事態宣言」を発出するとともに、政府に対し「医療非常事態地域」への指定を要請します。

(感染防止行動徹底アラートの解除について)

アラートの発動から約3週間後も医療ひっ迫防止対策強化宣言に移行しておらず、発出時より感染状況の改善がみられる場合は、感染防止行動徹底アラートを解除します。



《感染状況が大きく変化した場合の対応》

新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合などにおいては、早期に感染防止対策を実施することができるよう第6波までの対応と同様の基準により、以下のとおり対策を実施します。

① 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめる状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上

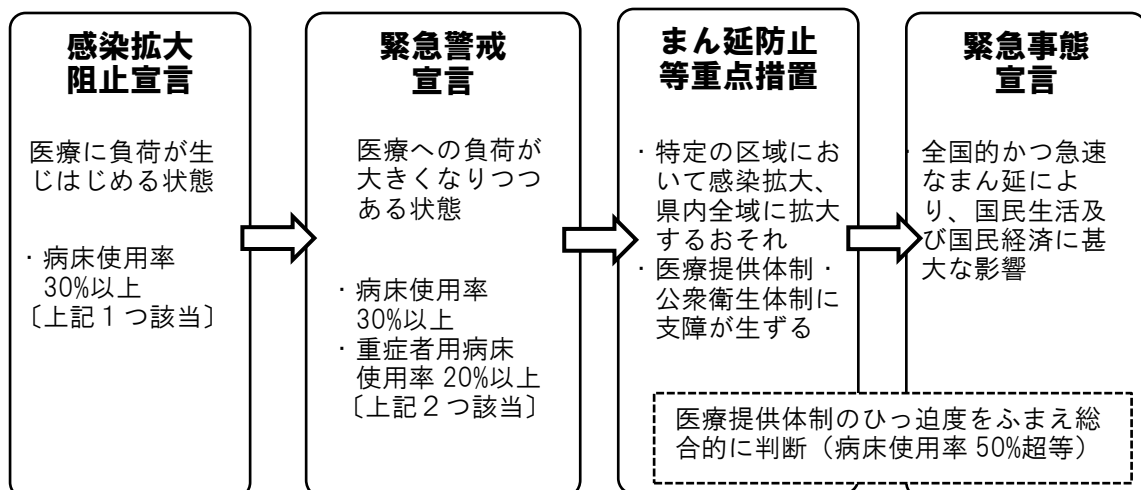
【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

② 三重県緊急警戒宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次に該当する場合

- ・病床使用率 30%以上
- ・重症者用病床使用率 20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など



参考資料1

※マスク着用の考え方については令和5年3月13日以降P2,3の考え方となります。

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県 へ

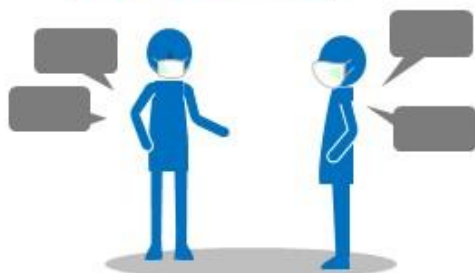
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
接触確認アプリの活用も

(2) 日常生活を営む上での 基本的生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは
- ☑ 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

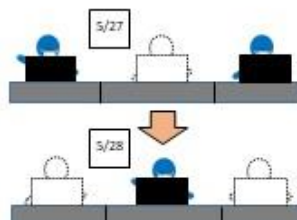
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

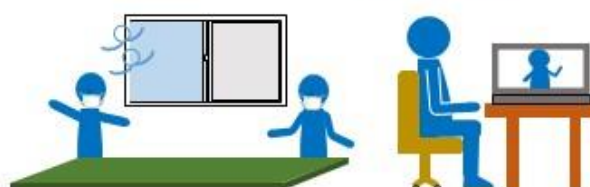


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打合わせは換気とマスク



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



参考資料2

※マスク着用の考え方については令和5年3月13日以降P 2, 3の考え方となります。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。
また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間**での**共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わる**と、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



参考資料3（事業所における感染防止対策）

以下は、事業所における感染防止対策の一例です。業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等も確認し、業種や施設の種別に応じた感染防止対策の実施をお願いします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は、内閣官房ホームページに掲載されています。
[\(https://corona.go.jp/\)](https://corona.go.jp/)

※事業所におけるマスク着用については、令和5年3月13日以降P5の考え方となります。

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 （密閉・密集・密接）の防止	換気を行うこと（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること）
	人と人との距離を適切にとること（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	オンライン会議の活用
	密となるような行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	長時間の密集を避けること（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染等の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗い
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗い
	店舗、事務所内の適切な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等
	オンライン会議の活用

上記の取組に加え、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。なお、気温・湿度が高い中で、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話がほとんどない場合には、マスクをはずすことを推奨します。

●感染防止チェックシート
(飲食店用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐ 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- ☐ 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- ☐ 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部



(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)

カラオケ等の歌唱を伴う飲食店での 感染症防止対策

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- ☐ 開店前の検温、手洗いとアルコールによる手指消毒を徹底します
- ☐ 歌唱や会話の際も含め、マスクを常時着用します
- ☐ 正面にたたず、1m以上の距離をとった接客を行います
- ☐ お客様同士のソーシャルディスタンスを確保します ※2m (最低1m以上) を確保
- ☐ 店内が混み合う場合は、利用者数を制限 (通常の半数以下) します
- ☐ 飲食物は利用者の正面に置きません
- ☐ 店内・使用物 (機器・座席等) の消毒を徹底します
- ☐ 店内の定期的な換気を徹底します
- ☐ 清掃時には、ドアを解放します
- ☐ 利用者の皆さまの来店状況を記録します
- ☐ 感染の疑いがある場合には、速やかな連携が図れるよう、所管の保健所との連絡体制を整えます

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

事業者名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部



(一般事業者用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

**STOP !!
コロナ**

チェック☑

- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐
- ☐
- ☐ 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な
感染防止の取組を応援しています

三重県 Me Covid-19 Task Force
新型コロナウイルス感染症対策本部



【参考】令和４年１１月１１日政府新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された
オミクロン株対応の新レベル分類に対する本県における対応

	目安となる 指標	事象		
	病床 使用率	感染状況	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況
レベル１ 感染 小康期	—	感染者は低 位で推移し ているか、 徐々に増加	・ 外来医療/入院医療ともに負荷は小 さい	—
レベル２ 感染 拡大初期	30%以上 157 床 /522 床	感染者が急 速に増え始 める	・ 診療・検査医療機関の患者数が急増 し負荷が高まり始める ・ 救急外来の受診者数が増加	職場の欠勤者が増加 し、業務継続に支障 を生じる事業者が出 始める
レベル３ 医療負荷 増大期	50%以上 294 床 /587 床 重症病床使用 率も考慮	医療の負荷 を増大させ るような数 の感染者が 発生	・ 診療・検査医療機関、救急外来に多 くの患者が殺到、重症化リスクの高 い者がすぐに受診できない状況が 発生 ・ 救急搬送困難事例が急増 ・ 医療従事者にも欠勤者が多数発生 し、入院医療の負荷が高まる	職場で欠勤者が多数 発生し、業務継続が 困難になる事業者が 多数発生
レベル４ 医療機能 不全期	80%以上 499 床 /623 床 重症病床使用 率も考慮	今冬の新型 コロナウイ ルス感染者 の想定を超 える膨大な 数の感染者 が発生	・ 膨大な数の感染者に診療・検査医療 機関や救急外来で対応しきれなく なり、一般外来にも患者が殺到 ・ 救急車を要請されても対応しきれ なくなり、通常医療も含めた外来医 療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・ 入院が必要な中等症Ⅱ・重症患者が 著しく増加 ・ 多数の医療従事者の欠勤者発生と 相まって、入院医療がひっ迫 ・ 入院できずに自宅療養中・施設内療 養中に死亡する者が多数発生 ・ 通常診療を大きく制限せざるを得 ない状況	欠勤者数が膨大な数 になり、社会インフ ラの維持にも支障が 生じる